

金蘭千里中学校・高等学校

学校創立50周年記念寄付金について

いよいよ母校が創立五十周年を迎えます。記念式典は十一月二十日（金）に開催予定です。なお本年のホームカミングデイは記念式典の前哨戦として六月二十日（土）に特別企画で盛り上げる計画です。

大きく変貌する決意のもと、母校が未曾有の「改革」を進めている状況を校長先生から説明頂き、昨年の尚友会総会においては真剣な討議が行われました。「母校を積極的に応援し来るべき五十年においても日本の教育界になくてはならない存在であってほしい」とする思いが総意であったと感じました。「改革」の成果を実現されんことを祈り、卒業生の皆様に「特別寄附」をお願いするものであります。

五十周年記念寄付金を目標総額一千万円以上として実施したいと考えています。

皆さんのできる限りのご支援を賜りたいと思いますのでご協力よろしくお願いいたします。

金蘭千里学園 尚友会
会長 岸本 大三郎

寄付金募集要項

- 【名称】 金蘭千里中学校・高等学校 創立50周年記念寄付金
- 【目的】 教育・学修環境整備に要する資金を調達すること
- 【期間】 2015年4月1日～2015年9月30日
- 【対象】 個人の方：1口 1,000円 ※1口以上で何口でも結構です。
法人：金額は特に定めません
- 【顕彰】 寄付者名簿：ご芳名を寄付者名簿に掲載いたします
- 【計画概要】 ご寄付をもとに、生徒の修学・学習支援、教育研究環境の整備に関する事業などを行い、教育体制の更なる充実と教育の質の向上を図るとともに、生徒が安心して学べる環境を整えることとします。

寄付に対する税制優遇措置について

特定公益増進法人である本学園へのご寄付については、次のような税制上の優遇措置がございます。

個人の方

個人の方からの寄付金は、所得税について所得控除を適用することができます。

※所得控除額の計算方法

所得控除額 = 年間寄付金合計額（年間総所得金額の40%が上限） - 2,000円

給与所得者や年金受給者などの方は源泉徴収での所得税の控除はできませんので、ご寄付の確認の後に学園よりお送りする書類（「寄付金受領証明書」「特定公益増進法人証明書」の写し）を用いて、所得税の確定申告手続きが必要です。

確定申告書にお送りする書類を添付し、ご寄付頂いた翌年の2～3月に所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

なお領収書などの再発行はいたしかねますので、大切に保管をお願いいたします。

法人

特定公益増進法人に対する寄付金は、一般寄付金とは別枠でその損金算入限度額と同額まで損金として算入できます。損金算入に必要な書類（「寄付金受領証明書」「特定公益増進法人証明書」の写し）は、ご寄付の確認の後に学園よりお送りします。

お問合せ先

学校法人 金蘭千里学園 事務局

〒565-0873 大阪府吹田市藤白台5丁目25番2号
TEL 06-6872-0263 FAX 06-6872-7134